

## 建設業における労働災害防止対策及び 労働安全衛生規則改正（熱中症） の説明会



令和7年5月29日  
福岡中央労働基準監督署  
安全衛生課 弥吉 栄輝

1

## 本日の説明内容

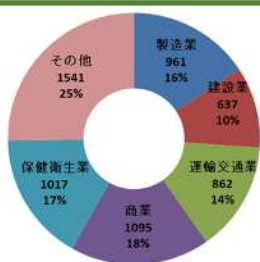
- 1 労働災害発生状況
- 2 建設業における労働災害防止対策
- 3 労働安全衛生規則（熱中症）の改正内容
- 4 働き方改革関連法

2

### 1 労働災害発生状況（福岡県）

休業4日以上の労働災害（令和6年）

全業種 6,113件  
建設業 637件（10%）



| 業種  | 死傷者数(人) | 死亡者数(人) |
|-----|---------|---------|
| 全業種 | 6,113   | 27      |
| 建設業 | 637     | 8 (30%) |
| 土木業 | 158     | 2       |
| 建築業 | 347     | 3       |
| その他 | 132     | 3       |

3

### 令和7年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

- 番号 1  
災害発生日 令和7年1月 業種 建築工事  
事故の型別 墮落・転落 起因物別 屋根  
災害発生状況  
個人宅隣接の倉庫の改修工事（一部解体）で、倉庫の約半分を解体するものであり、被災者は解体工事に伴う事前調査及び作業段取りのため、脚立を使用して屋根に上って作業を行っていたところ、屋根スレートを踏み抜きの約4.4メートルの高さから倉庫土間に墮落した。
- 番号 2  
災害発生日 令和7年2月 業種 土木事業  
事故の型別 崩壊・倒壊 起因物別 地山、岩石  
災害発生状況  
既設の下水道管に枝管を設置するため、縦・横約1.5メートル、深さ約2.3メートルの掘削機内で被災者が既設の下水道管周りの土砂をシャベルを用いるなどして手作業で取り除いていたところ、西側の掘削面が崩壊し、被災者が生き埋めになった。
- 番号 3  
災害発生日 令和7年3月 業種 建築工事  
事故の型別 はさまれ、巻き込まれ 起因物別 整地・運搬・積み込み用機械  
災害発生状況  
被災者はトレンチビット内で発泡スチロールの分別作業を、ドラグショベルのオペレーターはトレンチビット内の土部分にバケットを当て、ビット内に土の流入を抑える作業を行っていた。バケット付近で作業を行うため、オペレーターにバケットを動かすよう被災者は無線で指示した。オペレーターは被災者の位置を確認しないままバケットを動かしたため、被災者はバケットとトレンチビットの壁に挟まれた。

4

### 令和6年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

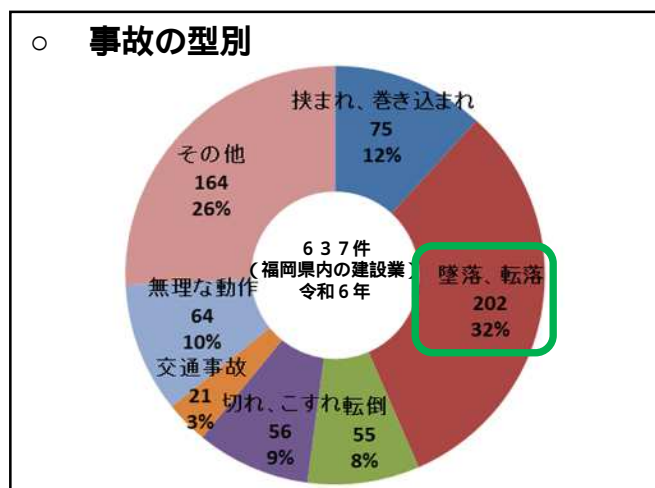
- 番号 1  
災害発生日 令和6年1月 業種 土木事業  
事故の型別 崩壊・倒壊 起因物別 地山・岩石  
災害発生状況  
雨水管渠の設置にあたり、既設の下水道管を移設するためドラグショベルで掘った深さ1.47mの掘削底に入り掘削箇所を指示していたところ、背後の地山が崩壊し、アスファルト塊が被災者に激突した。
- 番号 2  
災害発生日 令和6年1月 業種 建築工事  
事故の型別 墮落・転落 起因物別 トラック  
災害発生状況  
解体工事現場において、解体用つかみ機を用いたダンプトラックへの廃材積み込み作業を行っていた。当該作業において、被災者は、ダンプトラックの荷台・積荷廃材上での当該廃材のなりし作業を行っていた際、バランスを崩し墮落した。
- 番号 3  
災害発生日 令和6年2月 業種 土木事業  
事故の型別 転倒 起因物別 掘削用機械  
災害発生状況  
掘削工事現場で、工事箇所への川水の流入防止のために設けていた矢板を外す作業で使用する工事用通路の造成を行おうと、被災者がドラグショベルで傾斜のある護岸を降りようとしたところ、ドラグショベルが傾き左側に転倒し、被災者が運転席から投げ飛ばされ転倒したドラグショベルの下敷きとなった。
- 番号 4  
災害発生日 令和6年4月 業種 建築工事  
事故の型別 墮落・転落 起因物別 足場  
災害発生状況  
外壁修繕工事において、窓に網戸とサッシを取り付ける作業を本足場の躯体側に張り出した作業床の上で行っていた際、バランスを崩して躯体と足場の間の隙間から約10m下の地面に墮落した。

5

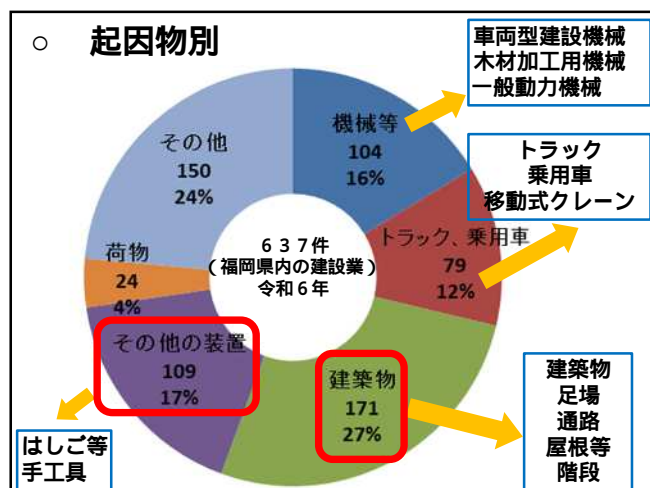
### 令和6年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

- 番号 5  
災害発生日 令和6年5月 業種 その他の建設工事  
事故の型別 崩壊・倒壊 起因物別 電柱  
災害発生状況  
電柱を撤去する工事現場で、撤去作業前に電柱が折れて倒れ、被災者がその下敷きとなった。
- 番号 6  
災害発生日 令和6年6月 業種 建築工事  
事故の型別 激突され 起因物別 立木等  
災害発生状況  
家屋解体作業の中で胸高直径が20cm以上の立木を伐倒するために、移動式クレーンの主巻フックに取り付けたベルトスリングで木の上部を玉掛けし、補巻フックにつり下げたかごに被災者が搭乗した状態で、チェーンソーにより立木を切断したところ、切り離された木が倒れ、被災者に激突したものの、
- 番号 7  
災害発生日 令和6年7月 業種 その他の建設業  
事故の型別 飛来・落下 起因物別 玉掛け用具  
災害発生状況  
ベルトコンベアのベルトの取替工事中、移動式クレーンで吊ったロール状のベルト（重さ4t、幅90cm）をコンベアに引き込む作業を行っていたところ、ロール状のベルトが約1.5mの高さから落下し、コンベアの通路で作業を見守っていた被災者1名が道路とベルトとの間に挟まれた。
- 番号 8  
災害発生日 令和6年11月 業種 建築工事  
事故の型別 墮落・転落 起因物別 足場  
災害発生状況  
外壁改修工事現場において、足場業者が施工する足場解体工事と並行して、壁つなぎを外した外壁穴の補修作業を行っていたところ、地上に墮落した。

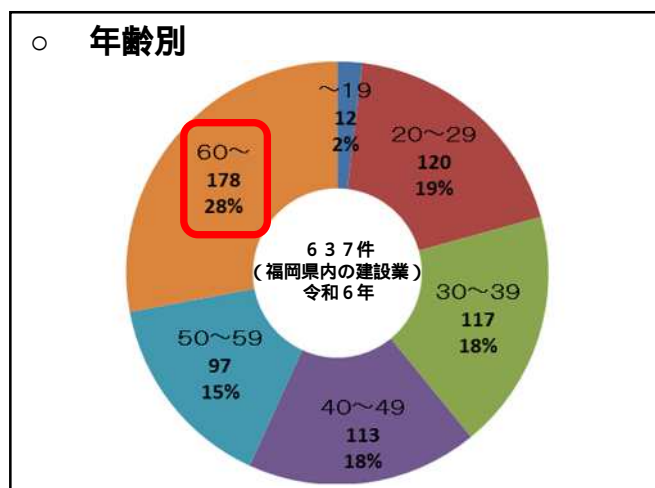
6



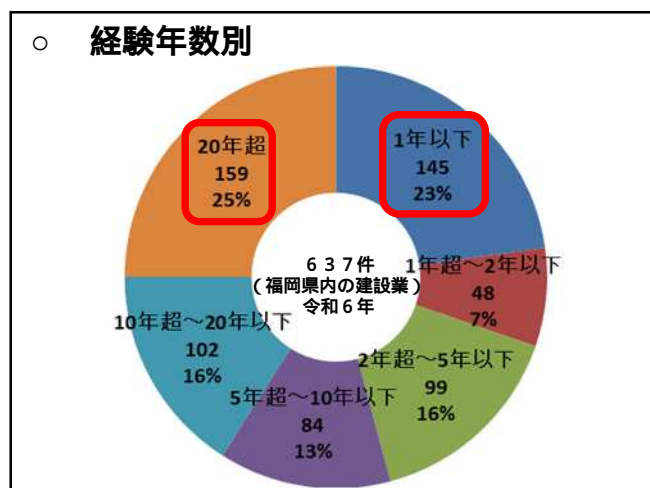
7



8



9



10

**第14次労働災害防止計画の概要**

労働災害防止計画とは

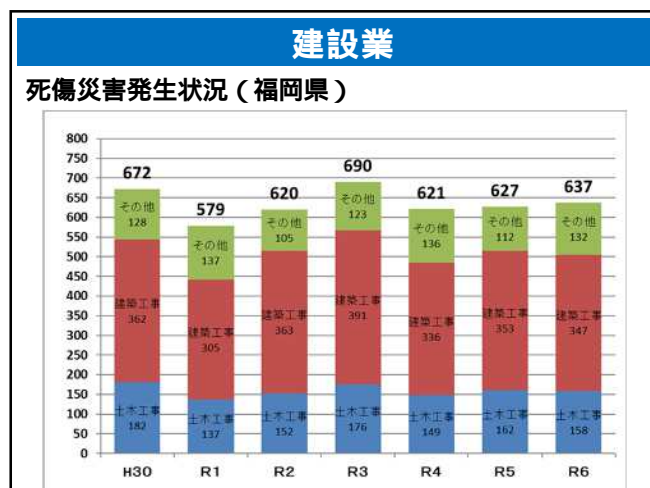
- ・労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

令和5年4月1日～令和10年3月31日

目標

死亡災害：5%以上減少（建設業は、15%以上減少）  
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

11



12

# 建設業

## 死亡災害発生状況（福岡県）

| 12次防 |     |     |     |     | 13次防 |    |    |    |    |      |      |
|------|-----|-----|-----|-----|------|----|----|----|----|------|------|
| H25  | H26 | H27 | H28 | H29 | H30  | R1 | R2 | R3 | R4 | 12次防 | 13次防 |
| 13   | 12  | 13  | 10  | 8   | 12   | 4  | 9  | 12 | 9  | 56   | 46   |

## 目標

死亡災害：15%以上減少

13次防：46件

14次防：39件以下

## 事故の型別

「墜落・転落」 47.8%

「崩壊・倒壊」 19.6%

「はさまれ・巻き込まれ」 10.9%

13

| 事業者に取り組んでもらいたいこと                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用</li> <li>・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施</li> <li>・墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施</li> <li>・作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置</li> </ul> |
| アウトプット指標（2027年まで）                                                                                                                                                                                               |
| 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上                                                                                                                                                                            |
| アウトカム指標（2027年まで）                                                                                                                                                                                                |
| 死者数を13次防期間の総数と比較して15%以上減少                                                                                                                                                                                       |
| 事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。                                                                                                                                     |

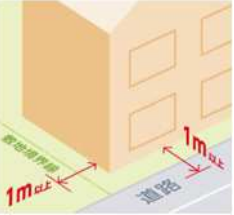
14

| 2 建設業における労働災害防止対策                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働安全衛生規則（足場）の改正について<br>令和5年10月1日改正                                                                         |
|                         |
| 厚生労働省では、足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、 <b>足場からの墜落防止措置</b> を強化しました。<br>令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。 |

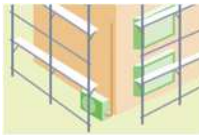
15

| 改正のあらまし                                                |
|--------------------------------------------------------|
| <b>一側足場の使用範囲の明確化！</b>                                  |
| 幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。       |
| <b>足場の点検時には、点検者の指名が必要！</b>                             |
| 事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。 |
| <b>足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要！</b>                      |
| 足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。       |

16

| 労働安全衛生規則の条文                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （本足場の使用）<br>第561条の2（新設）<br>事業者は、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。<br>ただし、つり足場を使用するとき、又は <b>障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。</b> |
|                                                                        |
| 足場設置のため確保した幅が1m以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。<br>なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1m以上の箇所」を確保してください。          |

17

| 障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき                                            |                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|  | 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき        |
|  | 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき |
|  | 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき   |

18

## 労働安全衛生規則の条文

(点検)

第567条(改正後)

令和5年10月1日施行

第1項

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について**点検させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第2項

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第3項

事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。  
当該点検の結果及び**点検者の氏名**

## 労働安全衛生規則の条文

(足場についての措置)

令和5年10月1日施行

第655条(改正後)

第1項

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

第2号

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して**、足場における作業を開始する前に、次の事項について**点検させ**、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

第2項

注文者は、前項第2号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。

当該点検の結果及び**点検者の氏名**

**強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震とは、**

強風とは、10分間の平均風速が10m/s以上の風

大雨とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨

大雪とは、1回の降雪量が2.5cm以上の降雪

中震以上の地震とは、震度階級4以上の地震  
(昭和34年2月18日 基発第101号)

19

20

## 注文者とは

労働安全衛生法第15条

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの**最も先次の請負契約における注文者**とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「**特定元方事業者**」という。)

## 事業者とは

労働安全衛生法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

## 点検者の指名について

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行ってください。

## 点検者について

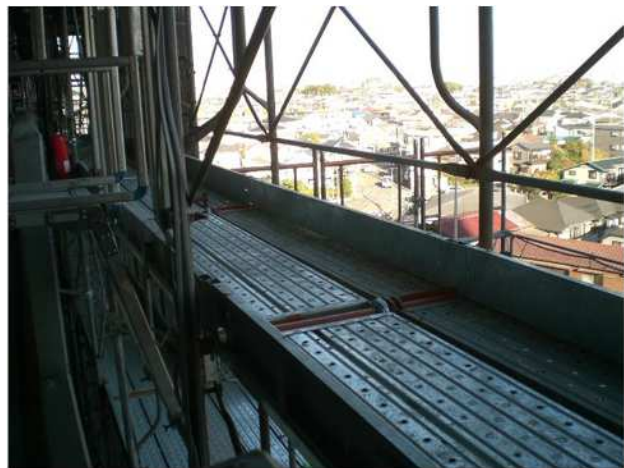
**事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、下記に掲げる者等、十分な知識・経験を有する者が望ましい。**

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント(土木又は建築)等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

**作業開始前の点検は、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。(要綱に記載)**

21

22



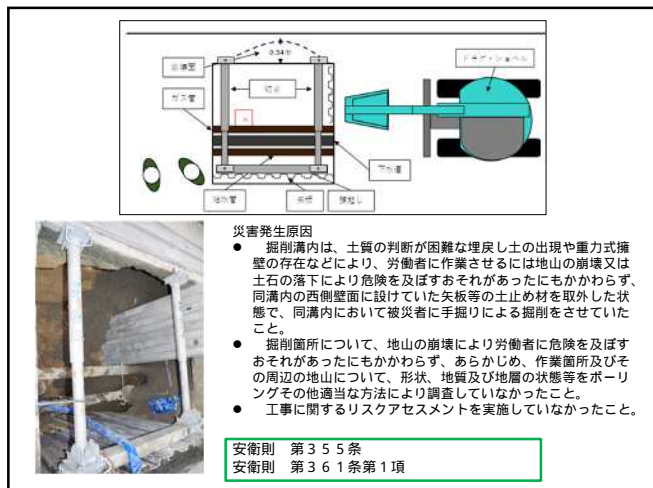
## 安全施工サイクル

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。

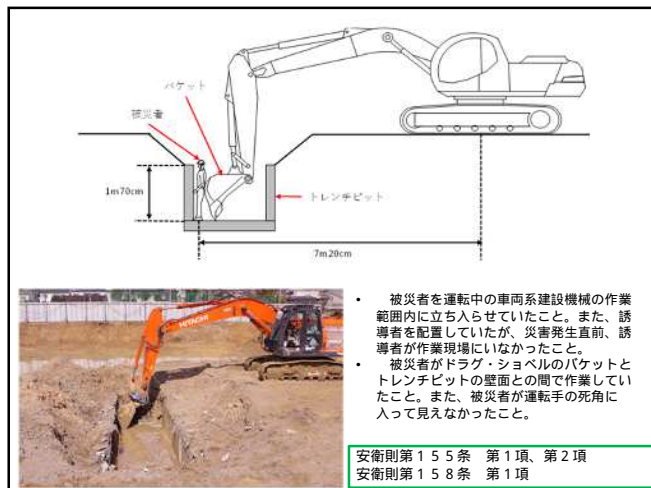


23

24



25



26

### 3 労働安全衛生規則（熱中症）の改正内容

**改正の趣旨**

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

**改正の概要**

- 以下1、2の事項を事業者が義務付けること。
  - 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
    - 「熱中症の自覚症状がある作業員」
    - 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
  - 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
    - 作業からの離脱
    - 身体冷却
    - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
    - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

27

### 労働安全衛生規則 第612条の2

**第1項**

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

**第2項**

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

令和7年6月1日施行

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業とは

WBGT28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの。（通達で示される予定）

28

### 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

| 蒸し暑い環境                                                                                                                                | 身体負荷の高い作業                                                                                                                      | 体調が良くない                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>高温多湿で無風の屋外作業</li> <li>空調設備のない屋内での作業</li> <li>工作機械等が密集している工場内</li> <li>炎天下・覆り返しのある場所</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体全体の筋力を使う作業</li> <li>長時間にわたる作業</li> <li>自己判断で休憩が取れない作業</li> <li>飲料を摂取しづらい作業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>二日酔い</li> <li>寝不足</li> <li>下痢（脱水状態）</li> <li>持病（糖尿病・心臓病等）</li> </ul> |

休憩場所がない    管理体制に不備    予防対策グッズ未使用

## 熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

手足がつか    吐き気    立ちくらみ・めまい    汗のかき方がおかしい

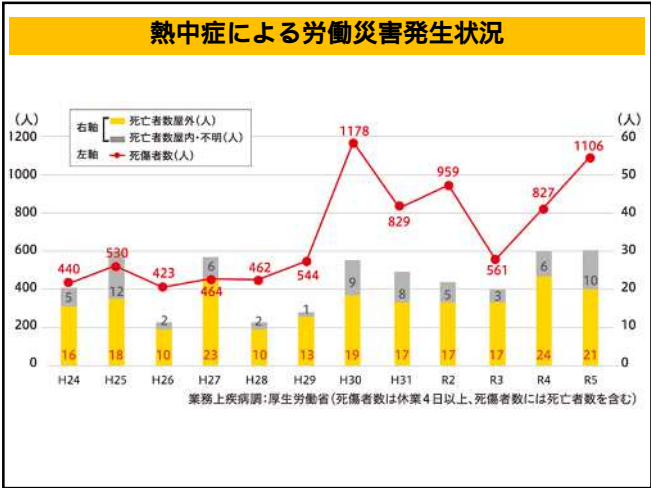
29

### 手順や連絡体制の周知の一例

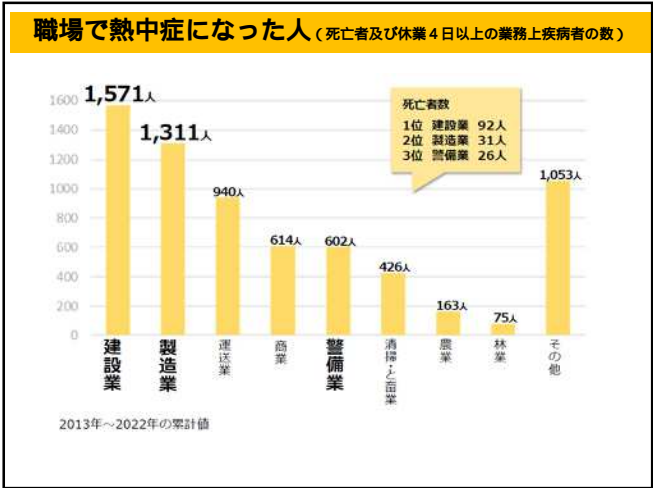
【朝礼やミーティングでの周知】    【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】    【メールやイントラネットでの通知】

作業・本日はWBGT28度以上を越える見込みです。暑熱対策をお願いします。本日の作業は、WBGT28度以上を越える見込みです。作業員は、暑熱対策をお願いします。本日の作業は、WBGT28度以上を越える見込みです。作業員は、暑熱対策をお願いします。

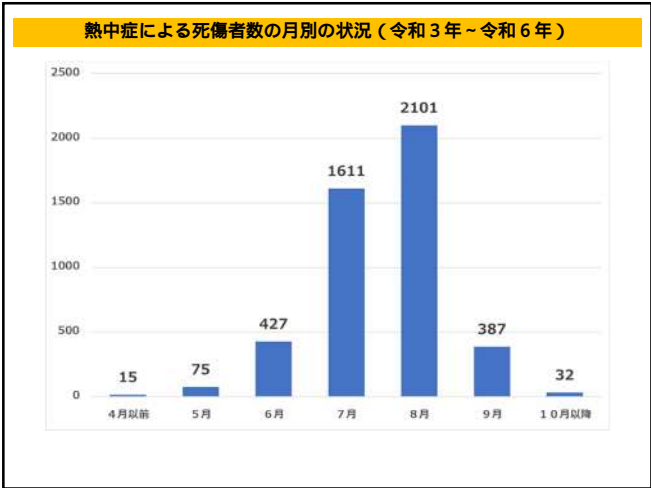
30



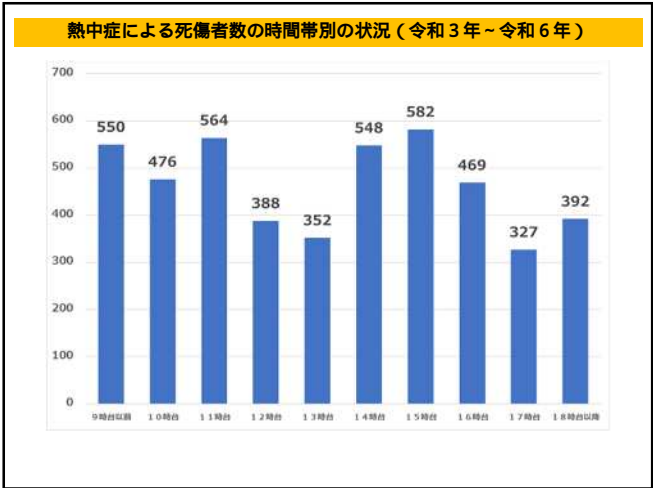
31



32



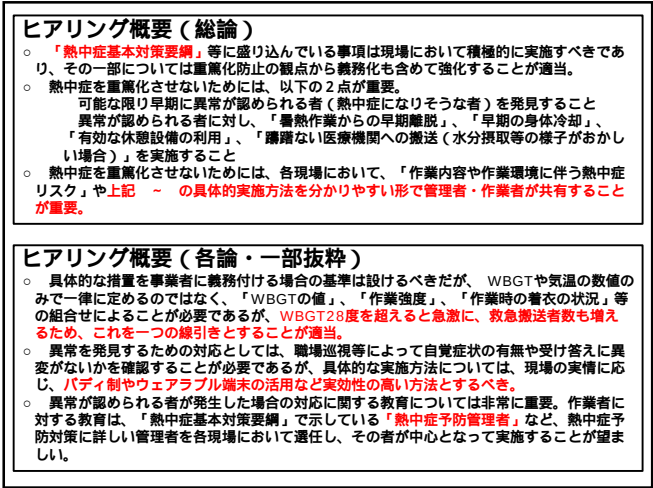
33



34

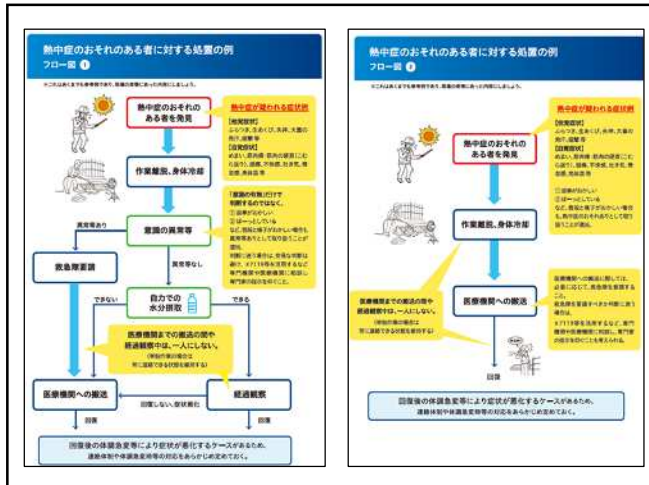


35



36





43



## 動画の紹介

## 厚生労働省 職場における熱中症予防情報 で検索！

 <https://neccyusho.mhlw.go.jp>

## 職場における熱中症予防情報

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係省庁及び関係団体との連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

[働く人の今すぐ使える熱中症ガイド](#)

本ガイドは、熱中症予防対策に関する専門家による検討委員会において――

[理解度確認クイズ付き講習動画](#)

理解実確認クイズ付き講義動画 ... 職場における熱中症予防対策のe ...

[STOP！熱中症 クールワーク...](#)

熱中症の予防については、第14次労働災害防止計画において、下記の...

### 職場でおこる熱中症

被災者はカスポンへの輸送業務を行っており、12時45分頃、顧客から...

厚生労働省では

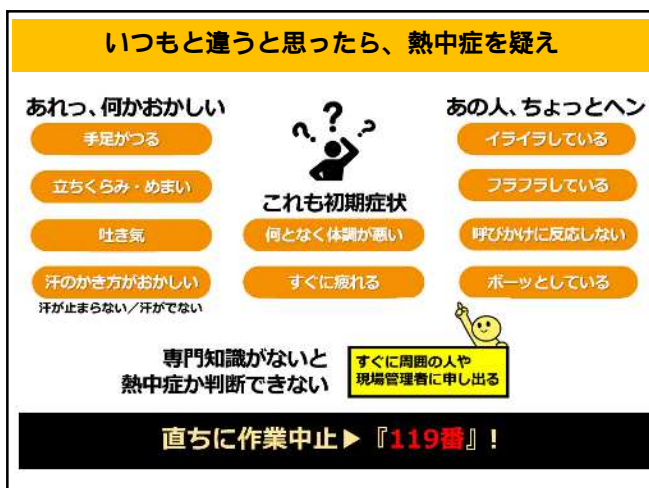
令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します 厚



45



約 14 分



47



約 10 分

**「足水」でヒンヤリ**

**足水専用のハウスを設置**





バケツに水を張り  
足を入れるだけでもOK

**出典** 広島建設株式会社 中部支店 シーテック大高JV工事事務所

49



**第4章 理解度クイズに挑戦する**

約15分

50

**「命を救う行動」現場で作業員が倒れたときの対応**

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...

①



すぐに**119番**

②



救急車が到着するまで  
作業着を脱がせ  
水をかけ全身を **急速冷却**

③

**救急搬送 ▼ 生還**

**すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！**

51

**「水かけ」で急速冷却（アスリートの世界では一般的）**



© JSPD（公益財団法人日本スポーツ協会）

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5 身体冷却法 -応急処置編-  
「水道水散布法」2:46～参照  
<https://www.youtube.com/watch?v=g2FVAMt485I>



52

**「あやまった行動」現場で作業員が倒れたときの対応**

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①



意識状態は悪かったが  
平熱だったので  
大丈夫だと判断

②



クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませた  
しばらくして様子を見に行くと  
意識がなく、高熱になっていた

③

**救急搬送 ▼ 心肺停止**

**大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた**

53



**第5章 理解度クイズに挑戦する**

約10分

54

中小企業事業費の取組支援へ

【令和7年度イジフrendリー補助金】のご案内

● 最先端技術の普及・浸透のための設備投資や専門員による指導を受けるための経費の一部を補助します。

● 最先端技術の普及・浸透に貢献・取組の計画を審査の上、結果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【対象】事業計画に基づき、令和7年度中に実施する事業

補助対象事業の範囲（令和7年度補助金対象事業）

【対象】60歳以上の労働者

60歳以上の労働者の雇用が安全に保たれるよう、暑熱環境による熱中症予防策として身体機能の低下を補う装置（補給装置の導入、工事の施工等）の導入に関する経費を補助対象とします。

補助対象

- 暑熱環境における体温を下げするための機能のある服や、スボットクローラー等、その暑熱環境の改善のための導入に必要経費の導入
- 暑熱環境における体温を下げするための必要経費の導入
  - 暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。
  - （暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。）
- 暑熱環境における体温を下げするための必要経費の導入
  - 暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。
  - （暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。）
- 暑熱環境における体温を下げするための必要経費の導入
  - 暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。
  - （暑熱環境とは、暑熱による熱中症の発生リスクが高くなる環境を指します。）

55

## 建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

### 1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は月45時間・年360時間となります。原則として次のような上限規制が適用されます。

時間外労働の限度時間

■ 法律による上限(原則)

✓ 月45時間  
✓ 年360時間

特別条項

■ 法律による上限(例外)

（月45時間超は年6か月まで）

✓ 年720時間  
✓ 月100時間未満※  
✓ 複数月平均80時間※

※ 休日労働を含む  
※ 災害における復旧・復興の事業では適用されません

法定労働時間

✓ 1週40時間  
✓ 1日8時間

1年間（12か月）

56

### 2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

|           | 労働基準法第139条第1項                                                                                       | 労働基準法第33条第1項                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 対象        | 災害における復旧および復興の事業                                                                                    | 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 |
| 手続き       | 専用の様式であらかじめ36協定を届出（労働基準法施行規則 様式第9号の3の2または様式第9号の3の3）                                                 | 事前の許可または事後の届出（労働基準法施行規則 様式第6号）   |
| 効果        | 36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる                                                                     | 36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることができる |
| 上限規制の取り扱い | <p>【適用なし】</p> <p>✓ 月100時間未満<br/>✓ 複数月平均80時間以内</p> <p>【適用あり】</p> <p>✓ 年720時間<br/>✓ 月45時間超は年6か月まで</p> | 適用なし                             |

建設業に関する36協定届等の様式は、こちらから入手できます。

57

### 3 上限規制の例外規定の適用対象となる事業等の考え方

|      | 労働基準法第139条第1項                                                                                                                                                                                                                                      | 労働基準法第33条第1項                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用対象 | <p>災害における復旧および復興の事業</p> <p>＜考え方＞</p> <p>■ 工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。</p> <p>■ 例えば、都道府県等との災害協定に基づき災害の復旧の事業や、維持管理要約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。</p> <p>■ 差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。</p> | <p>災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合</p> <p>＜考え方＞</p> <p>■ 業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。</p> <p>■ 例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。</p> <p>■ 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。</p> <p>■ 災害の復興の事業は対象となりません。</p> |

58

（参考）災害における復旧および復興の事業における労働基準法第139条第1項と労働基準法第33条第1項の関係図

労働基準法第139条第1項の対象（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、労働基準法第33条第1項の対象

（例）緊急的な機能回復のための災害復旧工事

（例）都道府県等との災害協定・防衛協定や契約等に基づく除雪作業

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など

（例）復興事業段階の工事

※ 労働基準法第33条第1項の対象とはならない

※ 同様に一般イメージであり、労働基準法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事実ごとに判断する必要があります。このため、上記の例以外でも、労働基準法第33条第1項の対象となる場合があります。

不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。

厚生労働省

建設業 | 時間外労働の上限規制について詳しくはこちら

研究室 | 時間外労働の上限規制について詳しくはこちら

（2024/3）

59

建設業

時間外労働の上限規制わかりやすい解説

建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A

（令和5年12月25日追補分）  
（令和6年3月25日追補分）

厚生労働省労働基準局

60